令和2年度静岡市一般会計補正予算(第6号)

令和2年度静岡市の一般会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,410,784千円を増額し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ413,570,827千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる 経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の廃止は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

令和2年9月11日提出

静岡市長 田辺信宏

歳

入

△印は減

						I	△□ 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	款			項	補正前の額	補正額	計
					千円	千円	千円
12	地方特例	交付金			900, 000	191, 865	1, 091, 865
			1 地	方特例交付金	900,000	191, 865	1, 091, 865
13	地方交	付 税			16, 815, 000	902, 418	17, 717, 418
			1 地	方交付税	16, 815, 000	902, 418	17, 717, 418
17	国 庫 支	出金			132, 816, 292	4, 888, 270	137, 704, 562
			1 国	庫負担金	45, 808, 410	39, 857	45, 848, 267
			2 国	庫補助金	86, 786, 221	4, 828, 413	91, 614, 634
			3 国	庫委託金	221,661	20, 000	241, 661
18	県 支	出金			18, 234, 370	452, 369	18, 686, 739
			2 県	補助金	4, 374, 561	452, 369	4, 826, 930
21	繰 入	金			10, 501, 490	△ 1, 100, 000	9, 401, 490
			1 基	金繰入金	10, 095, 490	△ 1, 100, 000	8, 995, 490
22	繰越	金			1, 545, 802	2, 572, 117	4, 117, 919
			1 繰	越金	1, 545, 802	2, 572, 117	4, 117, 919

23	諸	収	入					7, 863, 995	17, 14	5 7, 881, 140
				4	受	託事業収	入	2, 695, 629	△ 34	1 2, 695, 288
				6	雑		入	2, 783, 488	17, 48	6 2, 800, 974
24	市		債					38, 793, 400	△ 513, 40	0 38, 280, 000
				1	市	1	債	38, 793, 400	△ 513, 40	0 38, 280, 000
		歳	入	合		計		406, 160, 043	7, 410, 78	4 413, 570, 827

△印は減

											I	△別は減
		款				Į	頁			補正前の額	補 正 額	計
										千円	千円	千円
1	議	会	費							1, 034, 343	△ 23, 470	1, 010, 873
				1	議		会		費	1, 034, 343	△ 23, 470	1, 010, 873
2	総	務	費							28, 801, 350	3, 772, 495	32, 573, 845
				1	総	務	管	理	費	17, 761, 141	2, 552, 087	20, 313, 228
				2	企		画		費	5, 737, 947	1, 220, 408	6, 958, 355
3	民	生	費							181, 811, 994	199, 114	182, 011, 108
				1	社	会	福	祉	費	95, 398, 859	104, 027	95, 502, 886
				2	児	童	福	祉	費	52, 319, 304	103, 427	52, 422, 731
				3	生	活	保	護	費	16, 315, 828	3, 400	16, 319, 228
				7	介	護	保	険	費	10, 646, 676	△ 11,740	10, 634, 936
4	衛	生	費							32, 717, 780	195, 956	32, 913, 736
				1	保	健	衛	生	費	4, 813, 366	70, 645	4, 884, 011
				2	保	健	予	防	費	6, 494, 989	125, 311	6, 620, 300
5	労	働	費							805, 648	27, 019	832, 667
				1	労		働		費	805, 648	27, 019	832, 667

6 農林水産業費		4, 143, 500	14, 000	4, 157, 500
	1 農 業 費	1, 362, 068	22, 000	1, 384, 068
	2 林 業 費	1, 463, 428	△ 4,000	1, 459, 428
	4 山間地振興費	622, 919	△ 4,000	618, 919
7 商 工 費		10, 215, 104	3, 130, 782	13, 345, 886
	1 商 工 費	7, 618, 410	3, 122, 911	10, 741, 321
	2 観 光 費	1, 686, 306	△ 23, 118	1, 663, 188
	3 港 湾 費	785, 788	△ 3, 403	782, 385
	4 中央卸売市場費	124, 600	34, 392	158, 992
8 土 木 費		41, 788, 544	△ 170, 476	41, 618, 068
	2 道路橋りょう費	20, 949, 436	△ 25, 920	20, 923, 516
	4 都市計画費	7, 485, 954	△ 139, 716	7, 346, 238
	5 住 宅 費	2, 731, 317	△ 4,840	2, 726, 477
9 消 防 費		11, 515, 551	6, 217	11, 521, 768
	1 消 防 費	11, 515, 551	6, 217	11, 521, 768

10	教	育	費				51, 737, 259	59, 147	51, 796, 406
				1 教	育 総 務	費	7, 260, 227	△ 14,000	7, 246, 227
				2 小	学校	費	21, 336, 964	135, 256	21, 472, 220
				3 中	学校	費	11, 703, 444	65, 960	11, 769, 404
				4 高	等 学 校	費	1, 579, 460	6, 620	1, 586, 080
				5 社	会 教 育	費	3, 774, 537	△ 30,000	3, 744, 537
				6 保	健 体 育	費	6, 082, 627	△ 104, 689	5, 977, 938
14	予	備	費				400,000	200, 000	600, 000
				1 予	備	費	400, 000	200, 000	600, 000
		歳	出	合	計		406, 160, 043	7, 410, 784	413, 570, 827

第2表 継続費補正

(変 更)

12	~ ^																								
	蒜	欠				項				事	業	名	Ī	区	分	総		額	年		度	年	割	額	
																	=	千円						千円	
																			令 和	2	年度		474	, 000	
														変見	更前	4,	750,	000	令 和	3	年度	4	, 266	, 000	
10	教	育 費	弗	5 24	5 払 △	社 今 :	纵	杏	弗	歴	史	文亻	匕旅	1 設						令和	4	年度	10,000		
10	叙	Ħ	貝	о ді	. <i>I</i>	钗	Ħ	貝	建		設		費						令和	2	年度		444	, 000	
															変見	更後	4,	650,	000	令 和	3	年度	4	, 124	, 000
																			令和	4	年度		82	, 000	

第3表 繰越明許費

(追 加)

		款				項		事 業 名	金額
2	総	務	費	2	企	画	費	情報化推進経費(情報通信基盤整備事業)	千円 1,105,000
								情 報 化 推 進 経 費 (静岡庁舎基幹光ケーブル更新事業)	45, 000
								市政総合ネットワーク運営管理費 (静岡庁舎無線LAN整備事業)	125, 000
3	民	生	費	1	社会	会福祉	止費	遺 家 族 等 援 護 経 費 (清水忠霊塔等撤去事業)	93, 016
				2	児重	童福神	止費	市立こども園改修事業費(小島こども園)	130, 981
11	災領	害復∥	∃費	3		木 施 害復		公 共 災 害 復 旧 事 業 費 ((主)清水富士宮線外4)	515, 000

第4表 債務負担行為

(廃 止)

	事		項			ļ	期	臂]		限度額
新整(清備そ	水 事 の	庁 業 2	舎費)	自至		和 和 1			度度	9,439,000千円に金利変動及び物価変動による増減額(当該増減額に係る消費税及び地方消費税を含む。)並びに消費税及び地方消費税の税率の引上げによる増額を加算した額。
新 P モ支	清 F I ニ 援	水 設計 アリン 業務	庁 ・ 建 ・ グ ・ 経	設等	自至	令令	和和		年年	度度	26,500千円
海整(洋 備 そ	文 化 事 の		設費)	自至	令令	和 和 1		年年	度度	16,622,000千円に金利変動、物価変動及び需要変動による増減額(当該増減額に係る消費税及び地方消費税を含む。)並びに消費税及び地方消費税の税率の引上げによる増額を加算した額。
海Pモ支	洋 F I ニ 援	文 化 設計 リン 業 務	施 ・ 建 / グ 経	設設等費	自至	令令	和和		年年	度度	34,900千円

第5表 市債補正

(変 更)

△印は減

起債の目的		限 度 額	
起債の目的	補正前の額	補 正 額	補正後の額
	千円	千円	千円
庁 舎 建 設 事 業	20, 900	△ 20,900	0
歴史文化施設建設事業	82, 500	△ 26, 200	56, 300
臨 時 財 政 対 策	15, 579, 000	△ 466, 300	15, 112, 700